

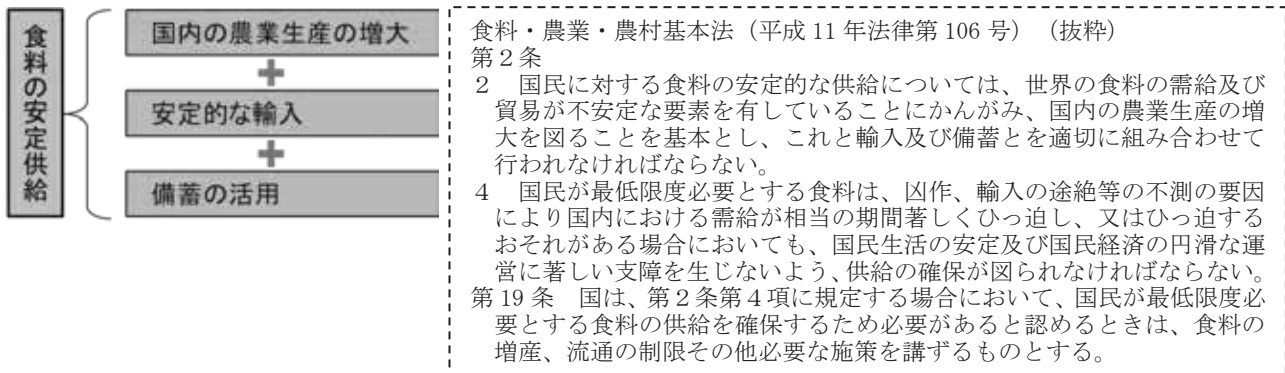
Ⅱ 消費者に選ばれる食料の安定供給

食料安全保障

「食料安全保障」とは、全ての国民が、将来にわたって良質な食料を合理的な価格で入手できるようにすることで、国の基本的な責務とされています。（農林水産省HP）

このため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「法」という。）では、以下の図のとおり、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとし、凶作や輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保しなければならないとされています。

法では、不測時における「食料安全保障」に関する規定を設け、不測時において国が必要な施策を講ずることを明らかにしています。



○食料安全保障の強化と法改正の動き

世界的な異常気象、新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢に伴う食料生産・供給の不安定化、世界人口の増加に伴う食料需要の増加、国内の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小など、食料・農業を取り巻く情勢は大きく変化しています。

こうした中、政府は、令和4年9月「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部(※)」で、食料安全保障の強化と持続可能な成長を推進していくため、制定から20年以上を経過した法の見直しの議論をスタートさせました。その後、食料・農業・農村政策審議会に設置した基本法検証部会における検討を通じ令和5年5月に中間とりまとめを公表、令和5年9月には、法見直しに関する最終とりまとめを決定したところです。

※ 平成25年5月21日、内閣に、総理を本部長、内閣官房長官、農林水産大臣を副本部長とし、関係閣僚が参加する農林水産業・地域の活力創造本部を設置。農林水産業の成長産業化及び食料安全保障の強化を推進するための方策を総合的に検討するため、令和4年6月、「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に改組。

令和6年5月29日には、改正食料・農業・農村基本法が成立、その後、6月14日には食料供給困難事態対策法、農振法等改正法、スマート農業技術活用促進法などの関連法も成立しました。

改正基本法では、国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に位置づけ、これまでの「食料の確保(食料の安定供給)」に加えて、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できるようにする」ことへと、考え方の大きな見直しが行われました。

○本県の食料安全保障の強化に向けた対応

県では、国の食料安全保障の強化や法の見直しの動きを踏まえ、食料安全保障の根幹である食料自給率を高める方針を基本的な考え方として位置づけ、令和8年3月、新たな農政の基本計画である「ぎふ農業活性化基本計画」を策定しました。

食 料 自 給 率

○国の食料自給率（供給熱量ベース）は 38%

令和6年度の国の食料自給率（供給熱量ベース）は38%と、前年度同となりました。

国は平成12年度から都道府県別の食料自給率を試算公表しています。それによると岐阜県の食料自給率（供給熱量ベース）は27%（令和5年度概算値）です。

なお、令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、位置付けられた「食料国産率※」（供給熱量ベース）について、岐阜県は34%（令和5年度概算値）です。

※食料国産率は、我が国畜産業が輸入飼料を多く用いて高品質な畜産物を生産している実態に着目し、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映し、国内生産の状況を評価する指標。食料自給率が飼料自給率を反映しているのに対し、食料国産率では飼料自給率を反映せずに算出。

食料自給率の推移（供給熱量ベース）

*概算値

年 度	H12	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国	40%	39%	39%	38%	38%	37%	38%	37%	38%	38%	38%	38%*
岐阜県	26%	26%	25%	24%	25%	24%	25%	24%	25%	26%	27%*	—

農林水産省公表資料より作成

参考：食料国産率（供給熱量ベース）の推移

*概算値

年 度	H12	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国	48%	47%	48%	46%	47%	46%	46%	46%	47%	47%	47%	47%*
岐阜県	—	—	—	—	32%	32%	32%	32%	32%	33%	34%*	—

農林水産省公表資料より作成

◆食料自給率（供給熱量ベース）

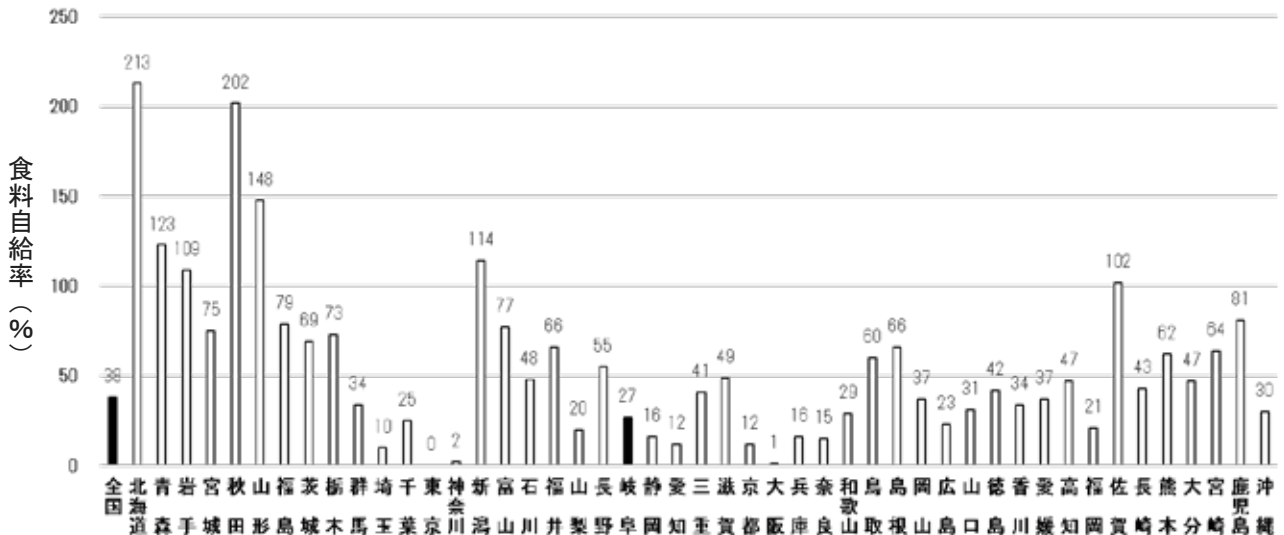
（単位：kcal/人・日）

$$\text{岐阜県の食料自給率 (R5概算値)} = \frac{\text{1人・1日当たりの岐阜県産熱量 (県産農畜水産物で賄われる熱量)}^{\ast}}{\text{1人・1日当たりの供給熱量}} = \frac{585.2}{2,197} = 26.6\%$$

（全国34位）

※分子の1人・1日当たりの岐阜県産熱量には、県外、国外仕向け分（生産量）も含む

都道府県別食料自給率（供給熱量ベース・令和5年度概算値）



農林水産省公表資料より作成

農業産出額

○農業産出額は1,373億円、生産農業所得は533億円

農業産出額は、令和6年では1,373億円となり、前年に比べ110億円（8.7%）増加しました。ピークであった昭和59年の1,752億円と比べると、78.4%となっています。

農業産出額の内訳では、野菜、果実、花きなどの園芸特産品目は573億円で全体の41.7%、畜産物は459億円で全体の33.4%、米などの穀類は340億円で全体の24.8%を占めており、園芸と畜産で約8割を占めることが本県農業の特徴です。

品目別にみると、第1位は米で333億円、2位は鶏卵で143億円、3位は肉用牛で126億円です。

令和6年の生産農業所得（農業産出額－物的経費＋補助金等）は533億円で、前年に比べ78億円増加しました。

◆農業産出額（令和6年）

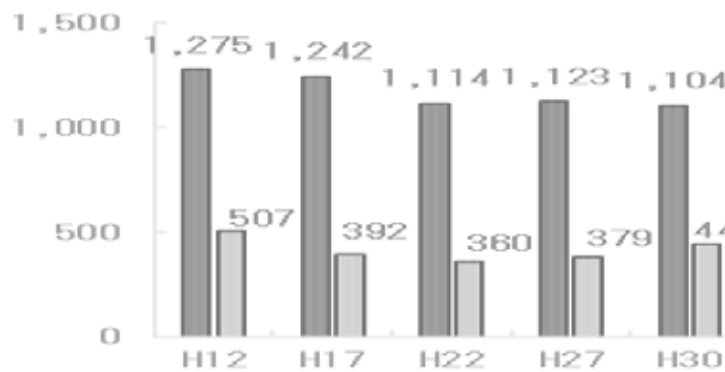
（単位：億円）

合計 (ア+イ+ウ)	耕種										
	計 (ア)	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸 農作物	その他 作物
1,373	912	333	5	0	2	6	442	59	58	2	6
	畜産										加工 農産物 (ウ)
	計 (イ)	肉用牛	乳用牛		豚	鶏	その他 畜産物		加工 農産物 (ウ)		
			生乳	鶏卵			ブロイラー				
459	126	44	42	91	196	143	25	2	2		

（注）四捨五入により合計が一致しないことがあります。
農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

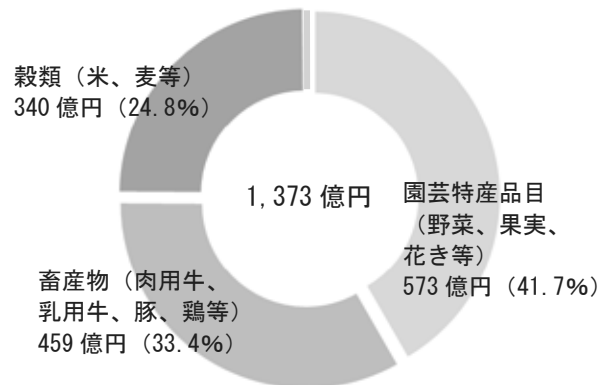
◆農業産出額・生産農業所得の推移

（億円）



◆農業産出額の内訳

加工農産物 2億円（0.2%）



（注）四捨五入により合計が一致しないことがあります。
農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」より作成

◆農業産出額上位10品目

（単位：億円）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
品目名	米	鶏卵	肉用牛	トマト	豚	ほうれんそう	生乳	いちご	かき	ブロイラー
産出額	333	143	126	98	91	56	42	37	34	25

農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

ぎふの米再生に向けた動き

「令和の米騒動」と呼ばれる主食用米の価格高騰は、国内需要に基づき生産量や流通量を調整してきた従来の仕組みに対し、米の品薄感が引き金となって市場が過剰に反応したことが主な要因と考えられます。

また、長年にわたり国内需要のみを前提として政策的に生産量を抑制してきた結果、消費者ニーズに応じた品質向上や、生産性向上による収益拡大といった、一般的な産業が辿るべき発展の道を歩むことができなかつたとも指摘されています。

しかしながら、今回の米騒動を契機に、県民をはじめ国民全体の米に対する関心は大きく高まり、これまでの米政策を見直し大きく転換する局面を迎えています。

こうした状況を踏まえ、本県では、消費者に選ばれる米の生産拡大に向け、実効性のある施策を検討するため、生産者、流通・販売業者、行政機関が連携する「ぎふの米再生プロジェクト研究会」を令和7年9月に立ち上げました。



ぎふの米再生プロジェクト研究会

○「ぎふの米」生産・販売拡大アクションプラン (R8~R12)

同研究会で検討を重ね、令和7年12月に「『ぎふの米』生産・販売拡大アクションプラン」を策定しました。本プランでは、消費者に選ばれるおいしい米づくりと需要拡大を両輪で進め、生産量の増加につながる好循環の構築を基本方針としています。

この方針のもと、高温に強く食味に優れる県育成品種「清流のめぐみ」の生産拡大や、1回の田植えで2回収穫する「再生二期作」の技術導入といった【生産対策】に加え、名古屋圏の百貨店でのこだわり米のプロモーション、海外向けには地域商社と連携した寿司専用米の商品開発などの【流通・販売対策】を一体的に推進することとしております。(以下、概要参照)

